

意見陳述書

2016年（平成28年）11月8日

弁護士 吉田 良尚

1 私は、原告代理人弁護士の吉田良尚です。

私からは、原告らがどうして本件訴訟に踏み切らざるを得なかったのか、司法・裁判所に対して国民は何を期待しているのか等について意見を述べることにします。

2 まず本件国賠訴訟の特徴は何といっても、原告が被爆者あるいはその二世であることです。どうして原告らが、国を相手にこの訴訟を提起せざるを得なかったのか。それは、原告らが、先の大戦において究極の戦争被害を受けたからに他なりません。

新安保法制が審議されていた昨年8月9日の原爆祈念日における長崎市長の平和宣言でも、「放射線に身体を蝕まれ、後遺障害に苦しみ続けている被爆者は、あの日のことを一日たりとも忘れることはできません。原子爆弾は戦争の中で生まれました。そして戦争の中で使われました。原子爆弾のすさまじい破壊力を身をもって知った被爆者は、核兵器は存在してはならない、そして二度と戦争をしてはならないと深く、強く、心に刻みました。日本国憲法における平和の理念は、こうしたつらく厳しい経験と戦争の反省の中から生まれ、戦後、わが国は平和国家としての道を歩んできました。長崎にとっても、日本にとっても、戦争をしないという平和の理念は永久に変えてはならない原点です。」と述べられています。

このように被爆者は、戦争や原爆によって、残酷で悲惨な経験をしていることから、日頃より核廃絶や平和に対して強い思いを有しているのです。

そして、被爆者は、昭和22（1947）年5月3日に施行された日本国憲法の下で、疑うことのない平和を享受してきました。ところが、ここ十数年の間に、自衛隊を海外に派遣することができる法律が成立するなどして、大変心を痛めておりました。そのような中、今般いわゆる新安保法制が成立、施行され、わが国が他国の紛争に荷担し、巻き込まれる可能性が益々高まって、わが国が再び戦争の惨禍に見舞われることが現実的な問題として考えられるようになり、戦後71年たっても消えない悲惨な経験がこの新安保法制によって生々しくよみがえってきているのです。被爆者は、あの戦時中の異常な日常生活そして原爆による残酷で悲惨な被害が再

びやって来るのではないかと怯えて暮らすことになったのです。

- 3 日本国憲法は、個人を尊厳ある存在であると宣言し、その人権の尊重と国民主権、更に平和主義を基本原則として制定されました。

そして憲法は、時の権力者がこれに違反することがないように、憲法遵守義務を課し、立憲主義をとっていることを明らかにしています。ですから、憲法の内容を変更しようとする場合には、国民投票を伴う憲法の改正手続を採らなければならないのです。

ところが、昨年9月19日に成立したとされ、今年3月29日に施行された新安保法制は、①自衛隊派遣の地理的場所的制約を外し、②いわゆる兵站活動にまで及ぶことを想定し、③治安維持活動に、武器を携行した自衛隊を派遣し、自己防衛だけでなく任務遂行のための武器使用も許されるとし、④歴代内閣が戦後永年に渡り一貫して集団的自衛権の行使は憲法に違反すると解釈し、長年定着していたものであるにも拘わらず、集団的自衛権の行使を一定の要件の下に認め、自衛隊の活動範囲を広げたのです。このような自衛隊の活動は、もはや「自衛のための必要最小限度の実力」行使をはるかに超えるものであり、憲法9条に違反することは明らかです。

一昨年7月1日に、内閣は集団的自衛権行使を容認する閣議決定をし、昨年4月27日には、国会に対する新安保法制の法案提出の前に日米間で新しいガイドラインに合意しました。そして、同年5月15日に安全保障関連法案を国会に提出し、法案の違憲性が多くの憲法学者、最高裁判所裁判官経験者、内閣法制局長官経験者等から指摘され、野党や多くの国民から反対されていたにも拘わらず、国会において十分な審理もなされないまま強行採決されました。

このように、新安保法制は、憲法9条に違反することが明白な違憲無効の法律であると言わざるを得ませんし、手続面からいっても憲法違反の法律です。私達は、手続も内容も違憲のこの一連の新安保法制を有効なものとして認めるわけにはいきません。これを許してしまうことは、憲法破壊への一步を許してしまうこととなります。時の権力者が憲法を無視し、国民、市民の人権を侵害し、国民主権を破壊し、平和主義を放棄する国家に変えることを許すことになってしまいます。

私達は、立憲主義を回復させ、法の支配の健在を司法府に示してもらうために、新安保法制の違憲訴訟を提起することは、私達法律家の責務であり、憲法12条の規定からして、国民としての責務でもあると考え

ています。

- 4 裁判所は、これまでとかく憲法判断については謙抑的であると言われてきました。それは、内閣法制局が事前に憲法適合性も含めて法律の内容を詳細に吟味してきたから、限られた役割しか果たさないという姿勢だったのではないかとされています。しかし、現在の内閣法制局について、昨年9月15日の中央公聴会での意見陳述で、濱田邦夫元最高裁裁判官が「今はなき内閣法制局」と述べるなど、その権威が失墜してしまっていることは明らかです。このようなときこそ、司法・裁判所は三権分立の一角を担う権力として、また憲法の番人として、政治権力が憲法秩序に従っているかどうかチェックするという役割を果たすべき責務があるというべきです。

この裁判では、憲法を無視して数の力で物事を決める立法、行政に対して、憲法の番人である司法・裁判所が「理」をもって判断するという存在意義が問われているのだということ、そして、最高裁判所は憲法81条によって憲法判断について最終的な責務を負っているわけですから、国民・市民は、裁判所がその責務をきちんと果たすのかどうかについて注視しているということを特に申し上げておきたいと思います。